

環境社会配慮ガイドライン包括的検討

③国際基準、審査方法

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
【3.1 世銀のESFのうち、世銀が満たすべき要件を示す Environmental and Social Policy で規定されたカテゴリ分類（High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk）の参照の要否】				
1	パワポ1	<p>①「世銀のESFのうち、・・・参照の要否」の課題は、JICAにとっての今後のカテゴリ分類方法の変更やコモンアプローチ採用を念頭においての「参照」議論でしょうか。これまでJICAは世銀やIFC等の各種基準を参照してきましたが、今回の世銀の新カテゴリ分け方法は、2Pの記述「借入人に求められる要件は、プロジェクトの性質や規模に応じて、また環境社会リスクや影響に比例して段階的に設定される」とおり、過去の環境配慮と社会配慮の区別を、SGDs概念の下で統合・一本化することに狙いがあるものと考えられますが、JICAはかような動きによって将来どれほどの変更を迫られると予測されますか。世銀は、ESFの中では、両面の配慮統合の必要性を繰り返し強調します。</p> <p>例えば、世銀のESPは「環境リスクと社会リスクを統合し、プロジェクトの進捗に応じて生じる課題に柔軟に対応する」もの（論点3，9P）と記載されていますが、</p>	作本委員	<p>世銀ESFの新たなカテゴリ分類では、当該国・実施機関の環境社会リスク影響の管理能力およびコミットメント、緩和策の実績、当該国のガバナンスや治安等の情勢も考慮に入れる分類となっており、カテゴリ分類の際に考慮すべき範囲が現行JICAガイドラインとは大きく異なるものになっていると理解しています。</p> <p>世銀におけるESF導入に対するJICAガイドラインでの対応は、ご意見を踏まえつつ、現行のガイドラインの配慮の基準を変更することの必要性をよく吟味し、必要な場合もESSを一律に参照するアプローチよりはむしろ世銀と配慮の内容で大きな乖離がないよう担保することを重視し、慎重に検討します。</p>

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>日本を含む多くの国では、まだ社会配慮の分野で大きな立ち遅れを示しています。</p> <p>1970年代以降、欧米で環境配慮と社会配慮とがようやく区別して認識され、社会配慮面の重要性認識が国際的にもようやく高まってきた歴史がある一方、日本、中国、マレーシア、フィジーといった国々では、社会配慮が国内法制上も確立されておらず、旧態依然のままに公害防止重視あるいは環境配慮のみといった立ち遅れ状態が残っている。SEAの発展についても然りである。他方、東南アジアのインドシナ諸国すべてを含む大半の国では、既に社会配慮面の法制化あるいはESIA確立を遂げた国も多いが、環境権が確立されている訳でもなく、社会配慮の実質的実施の観点からは程遠い状態にある。世銀のESF下で、これら両面の配慮を統合化するのは、国際機関の合意に沿うものであろうが、各国の政治社会状況が大きく異なり、とりわけ社会配慮充実の立ち遅れから考えると、既存の区分を廃止して、統合化することは、極めて大胆かつ時期尚早の取り組みと言わざるをえないであります。日本でさえ、環境権保障を導入せず、SEAを拒み、環境アセスから社会配慮を法制上除外する立場を採</p>		

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>用するのに、これを ESF の下で国際的に実施できるか不安である。現段階での世銀 ESP のような途上国援助における一本化思考には、SDGs 実現に向けての強い意欲は感じるものの、欧米先進国に特有の「良かれ」発想の途上国への押し付け姿勢があってはなりません。現在多くの途上国にとって必要とされているのは、多くの国の異なった発展段階や条件を念頭に置きつつも、いわゆる貧困をはじめとする社会的課題を明確に認識しながら、これを解決することであると考えられます。ESF 下の統合化は好ましい方向であるものの、社会配慮を環境配慮から区別する 1980 年代以降の欧米のような歴史過程を経験していない日本のような国にとっては、いかほどの後退をもたらすのかとの危惧を感じます。</p> <p>まずは、世銀以外の国際援助機関の対応動向等も見ながら、JICA の GL をも徐々に変化させていく慎重な姿勢で適当なのではないかと考えられます。（コ）</p>		

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
2	パワポ1	②世銀がESFで新たに提言する新カテゴリ分類（High Risk等の4分類）は、ESFが同ウェブサイト公表予定と記述していますが、この新分類は既に公表されていますか。また、既存のA,B・・・のカテゴリ分類方法からも大きく異なるのでしょうか。JICAから配布された論点資料2Pで、「下記の関連事項」としてESFの分類指標が示されていますが、これまでにない新たな判断要素も含まれております。JICAと世銀との間で協力関係を形成しておりますが、論点で指摘された「参照」（内容や方法は別としても）は必要となるでしょうが、JICAの分類を直ちにESFの枠組みに移行させるのは、必ずしも容易でないと思われれます。（コ）	作本 委員	世銀の新しいリスクカテゴリについては、Bank Directive, Environmental and Social Directive for Investment Project Financing(Jan 2020)において説明されています。 https://policies.worldbank.org/sites/ppf3/PPFDocuments/Forms/DispPage.aspx?docid=4299690b-e96c-44a1-9117-8c7bc51dde70&ver=current 世銀ESFの新たなカテゴリ分類では、当該国・実施機関の環境社会リスク影響の管理能力およびコミットメント、緩和策の実績、当該国のガバナンスや治安等の情勢も考慮に入れる分類となっており、カテゴリ分類の際に考慮すべき範囲が現行JICAガイドラインとは大きく異なるものになっていると理解しています。JICAのカテゴリ分類の取り扱いは、世銀のリスク分類の特徴に関していただいたご意見も踏まえ、慎重に検討します。
3	パワポ1	③仮にJICAが既存の分類方法に留まった場合、コモンアプローチの下で、どのような支障が予想されますか。（質）	作本 委員	カテゴリ分類に留まらず、協調融資の際に各ドナー間の手続きが異なる事例はあり得ますが、相手国等の負担軽減のため個別事例ごとに可能な限り手続きの共通化を進める方針です。
4	パワポ1	④ESF下の新分類方法を説明する際に、本文中でDue Diligenceの用語が多用されています。JICAが新分類を参照する際、世銀のこの概念をも一緒に取り込む必要がありますか。（質）	作本 委員	Due Diligenceについては、包括的検討ワーキンググループ第二回で島委員からご説明があったとおり、現行のJICAガイドラインの下で行っている環境社会配慮確認のプロセスが該当すると考えています。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
5	パワポ 1	<p>⑤「不可分一体の事業」は世銀のESFには含まれていないとの説明が2Pにありますが、世銀のESF 5P右列には、「関連施設」(associated facilities)への環境社会配慮を行うと書かれています。個々のESSの中にさらに詳細な説明があるかどうかまでは確認しておりませんし、同じ概念に立ったものかどうか判然としませんが、ここで定義する「関連施設」への環境社会配慮についてでしたら実施すると記述されておりますので、確認されてみてください。</p> <p>(質)</p>	作本 委員	<p>事前配布資料で「世銀ESFでは、リスク分類に際し、「不可分一体事業」の環境社会面の影響を考慮することは規定されていない」と記載しているとおり、「リスク分類」の際には「不可分一体事業」は考慮されていないと理解しています。ご指摘の通り、世銀の環境社会配慮全体では「不可分一体事業」は対象となっています。</p>
6	PPTスライド 1	<p>エクエーター原則/赤道原則ではプロジェクトをカテゴリA/B/Cに分類し、それぞれに要求事項を定めていますが、カテゴリBでも必要とされるプロジェクトの場合はカテゴリAと同レベルの要求とする場合があります。銀行によってはそのようなプロジェクトをB+、High Bと表現している場合もあり、世銀の4分類はこの考え方と同じような想定をしているのでは、と推測します。</p> <p>(コ)</p>	島 委員	<p>ご意見ありがとうございます。</p>

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
7	PPT スライド1	<p>世銀が実際にどのように運用しているかはわかりませんが、カテゴリ分類の規定について以下のように解釈しています。</p> <p>カテゴリ分類する上で、世銀は「実施機関のリスク管理能力」や「緩和策の実績と結果」などを考慮するとしています。他機関は「想定されるリスクと影響の大きさ」を考慮するとしています。</p> <p>すなわち、他機関は「リスクと影響の大きさ」を想定したうえでカテゴリ分類し、カテゴリ（≒リスクと影響の大きさ）に応じた緩和策やリスク管理体制の整備を求め、という流れであり、世銀の考え方はその順序と逆のように思います。</p> <p>例えば、想定されるリスクと影響が Moderate なのに、管理能力が貧弱な場合は High / Substantial になるのか？といった疑問を持っています。（コ）</p>	島 委員	<p>ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、世銀 ESF の新たなカテゴリ分類では、当該国・実施機関の環境社会リスク影響の管理能力およびコミットメント、緩和策の実績、当該国のガバナンスや治安等の情勢も考慮に入れる分類となっており、カテゴリ分類の際に考慮すべき範囲が現行 JICA ガイドラインとは大きく異なるものになっていると理解しています。JICA のカテゴリ分類の取り扱いは、世銀のリスク分類の特徴に関していただいたご意見も踏まえ、慎重に検討します。</p>
8	スライド2	<p>世銀 ESP 及び Bank Directive では、カテゴリ分類にあたって検討する要素は明らかであるものの、分類する際の具体的なものさしが提供されておらず、分類方法が不明確である。それらを定めた文書が存在するのであれば教えて頂きたい。（質）</p>	田辺 委員	<p>ご指摘の通り、World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing 及び Bank Directive Environmental and Social Directive for Investment Project Financing (Jan 2020) が公開されており、同文書においてリスク分類について記載されています。</p>

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
9	スライド 2	<p>世銀 ESP において各カテゴリにおいて求められる要件の違いは、1) FI 等のサブプロジェクトへの適用基準（パラ 37）、2) FI 等がサブプロジェクトを承認する際の世銀の事前レビュー（パラ 38）、3) 世銀による環境社会配慮文書の承認前公開（パラ 51）、4) 世銀の理事会提案文書（PAD）への環境社会配慮情報の記載（パラ 52）の 4カ所のみで、これだけではカテゴリを 4つに細分化する必要性が分からない。各カテゴリにおいて求められる要件の違いが他にもあるのであれば教えて頂きたい。</p> <p>（質）</p>	田辺委員	<p>求められる要件の違いとしてはご指摘の点が主に挙げられますが、Bank Directive によれば世銀内部での確認手続が High/Substantial の分類ではより手厚くなっています。</p>
10	スライド 2	<p>世銀 ESP の各カテゴリの具体的な分類方法と各カテゴリにおいて求められる要件が明確でないことから、JICA は既存のカテゴリ分類を使うことが合理的だと思われる。</p> <p>（コ）</p>	田辺委員	<p>世銀 ESF の新たなカテゴリ分類では、当該国・実施機関の環境社会リスク影響の管理能力およびコミットメント、緩和策の実績、当該国のガバナンスや治安等の情勢も考慮に入れる分類となっており、カテゴリ分類の際に考慮すべき範囲が現行 JICA ガイドラインとは大きく異なるものになっていると理解しています。JICA のカテゴリ分類の取り扱いは、世銀のリスク分類の特徴に関していただいたご意見も踏まえ、慎重に検討します。</p>
11	ESP の P.6 スライド P6	<p>ESP は、分類の段階で Risk の High-Low が決まってしまう。分類基準、分類事例、分類ごとのその後の手続の相違も詳らかではない。</p> <p>世銀の運用状況を見て、今後の参考にすればよいと考えます。（コ）</p>	寺原委員	<p>世銀 ESF の新たなカテゴリ分類では、当該国・実施機関の環境社会リスク影響の管理能力およびコミットメント、緩和策の実績、当該国のガバナンスや治安等の情勢も考慮に入れる分類となっており、カテゴリ分類の際に考慮すべき範囲が現行 JICA ガイドラインとは大きく異なるものになっていると理解しています。JICA のカテゴリ分類の取り扱いは、世銀のリスク分類の特徴に関していただいたご意見も踏まえ、慎重に検討します。</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
12	PPT2	世銀におけるリスクに基づく分類について、リスクを評価する仕組みや、それに要するコスト（主に時間など）、分類見直しの頻度について、情報はありますか？ （質）	柴田委員	世銀の新しいリスクカテゴリについては、Bank Directive, Environmental and Social Directive for Investment Project Financing(Jan 2020)において説明されています。 https://policies.worldbank.org/sites/ppf3/PPFDocuments/Forms/DispPage.aspx?docid=4299690b-e96c-44a1-9117-8c7bc51dde70&ver=current ただし、リスクを評価する仕組みやコストについては記載されておらず、分類見直しの頻度については世銀は定期的に環境社会リスク等を確認し必要に応じてリスク分類を見直すと記載されています。
13	PPT6	リスク評価フレームワークに基づく分類は、その後の必要な環境社会配慮手続きを絞り込み、効率化に寄与する側面があると思われませんが、逆に、分類時にリスク評価に必要な一定程度の情報が必要なこと、分類後にも必要に応じて、見直しが必要なことなど負の面も挙げられます。従来のカテゴリ分類のままであっても、スコーピングで必要な項目を十分に絞り込み、環境社会配慮の重点化・軽減化ができれば効率面は大きく変わらないと思われま。す。（コ）	柴田委員	ご指摘の通り、世銀 ESF の新たなカテゴリ分類では、当該国・実施機関の環境社会リスク影響の管理能力およびコミットメント、緩和策の実績、当該国のガバナンスや治安等の情勢も考慮に入れる分類となっており、カテゴリ分類の際に考慮すべき範囲が現行 JICA ガイドラインとは大きく異なるものになっていると理解しています。JICA のカテゴリ分類の取り扱いは、世銀のリスク分類の特徴に関していただいたご意見も踏まえ、慎重に検討します。
14	スライド 2	Environmental and Social Policy で規定されたカテゴリ分類、High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk はどのような具体的基準で分類されるのか。 スライド 2 に定期的にリスクは見直されるとあるが、世銀はどのような手法や頻度でそれを行なっているのか。（質）	木口委員	世銀の新しいリスクカテゴリについては、Bank Directive, Environmental and Social Directive for Investment Project Financing(Jan 2020)において説明されています。 https://policies.worldbank.org/sites/ppf3/PPFDocuments/Forms/DispPage.aspx?docid=4299690b-e96c-44a1-9117-8c7bc51dde70&ver=current 分類見直しの頻度については、定期的に環境社会リスク等を確認し必要に応じてリスク分類を見直すと記載されています。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
15	スライド 2	上記に関連し、世銀がカテゴリ分類する際、特にガバナンス体制と法規、安定性、紛争、治安などに対する考慮を具体的にどのように行なっているか、把握されているようでしたら、内容を教えていただきたい。（コ）	木口 委員	<p>Bank Directive, Environmental and Social Directive for Investment Project Financing(Jan 2020)では、以下がリスク分類の際に考慮される項目に含まれていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> - There is a history of unrest in the area of the Project or the sector, and there may be significant concerns regarding the activities of security forces. - The Project is being developed in a legal or regulatory environment where there is significant uncertainty or conflict as to jurisdiction of competing agencies, or where the legislation or regulations do not adequately address the risks and impacts of complex Projects, or changes to applicable legislation are being made or enforcement is weak. - There are a number of factors outside the control of the Project that could have a significant impact on the ES performance and outcomes of the Project.
16	スライド 1	ESP で規定されたカテゴリ分類について、世銀が取っている手法を、JICA が短期間で導入することが可能なか等、現状では議論のための情報が不足していると考えます。（コ）	木口 委員	<p>ご指摘のとおり、リスク分類に関し、世銀で公開されている情報は限られています。また、世銀 ESF の新たなカテゴリ分類では、当該国・実施機関の環境社会リスク影響の管理能力およびコミットメント、緩和策の実績、当該国のガバナンスや治安等の情勢も考慮に入れる分類となっており、カテゴリ分類の際に考慮すべき範囲が現行 JICA ガイドラインとは大きく異なるものになっていると理解しています。この点も踏まえ、JICA のカテゴリ分類の取り扱いは、世銀のリスク分類の特徴に関していただいたご意見も踏まえ、慎重に検討します。</p>
17	パワポ 2	世銀の ESF で、これまでのインパクトベースのカテゴリ分類からリスクベースの分類になることにより、これまで以上に不確実性を考慮に入れているとすれば、この点も JICA のカテゴリ分類で考慮する必要がある。（コ）	村山 委員	<p>世銀 ESF の新たなカテゴリ分類では、当該国・実施機関の環境社会リスク影響の管理能力およびコミットメント、緩和策の実績、当該国のガバナンスや治安等の情勢も考慮に入れる分類となっており、カテゴリ分類の際に考慮すべき範囲が現行 JICA ガイドラインとは大きく異なるものになっていると理解しています。JICA のカテゴリ分類の取り扱いは、世銀のリスク分類の特徴に関していただいたご意見も踏まえ、慎重に検討します。</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
18	パワポ 2	カテゴリ分類の際に、これまで扱っていないと思われる点（相手国の管理能力やガバナンス、治安など）の把握の方法を確認しておく必要がある。個別プロジェクトではなく国単位である程度共通している観点は、他のドナーの知見を生かすことも考えられる。（コ）	村山委員	ご指摘の点について現時点で十分な情報はありません。JICA のカテゴリ分類の取り扱い、世銀のリスク分類の特徴に関していただいたご意見も踏まえ、慎重に検討します。
19	パワポ 2	カテゴリ分類の際に考慮すべき観点の間で違いがある場合の扱いについて、ある程度確認しておく必要がある。例えば、環境社会面で大きな影響が考えられなくても、能力やガバナンスに不備がある場合にリスクの大きさをどのように扱うかが問題になる例が出てくるかもしれない。判断の妥当性がこれまで以上に問われることになると思われる。（コ）	村山委員	ご指摘の点に加え、しっかりとした能力やガバナンス態勢を築いていると判断される場合に低リスクに分類する可能性も想定されます。JICA のカテゴリ分類の扱いは、世銀のリスク分類の特徴に関していただいたご意見も踏まえ、慎重に検討します。
【3.2 相手国に求める要件について、世銀 ESS との乖離がないことの確認の要否】				
20	パワポ 3	①JICA ガイドラインには「世銀 SGP との乖離がないことの確認をする」とありますが、やはり「世銀の SGP」が ESF に変化したことを前提にしつつ、JICA は ESF の内容を吟味した上で、密着すべきかどうかを判断すればよいのではないのでしょうか。必ずしも自動的に世銀追随を行う必要はないものと考えます。ただ、世銀の国際標準としての優越的地位から考えると、かような	作本委員	ご意見を踏まえつつ、現行のガイドラインの配慮の基準を変更することの必要性をよく吟味し、必要な場合も ESS を一律に参照するよりはむしろ世銀と配慮の内容で大きな乖離がないよう担保することを重視し、慎重に検討します。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>動向を尊重する必要はありますが、JICAのガイドライン自体にも独自の発展と歴史経験があり、拙速な共通化よりも、両者の対照を明らかにしながら、コモンアプローチに挑んでいく対応でよいのではないのでしょうか。一国政府ベースで行うJICA業務と世銀のような国際金融機関が行う業務の違いが、当方にはまだ気付きませんが、何かもしあったならばと、慎重に考えます。</p> <p>（質）</p>		
21	パワポ3	<p>②世銀が作成したESSには、これまでの配慮項目がすべて包摂されているのだろうか確認する必要があるかと思われます（例えば、ジェンダー、障がい者、気候変動等のESSでの記述内容と方法について）。</p> <p>（コ）</p>	作本委員	<p>ご意見ありがとうございます。参考に致します。JICA現行ガイドラインにおける配慮項目は保たれると考えています。さらに、世銀のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認します。</p>
22	パワポ3	<p>③これらのESS文書は一見概略的な説明に見えますが、過去のOPやBP等の文書を一本化すると説明していますが、既に統合された結果ということになっているのでしょうか。一本化の前までは、今後もこれらOPやBPを補完的に利用できるのでしょうか。JICAが現行のカテゴリ分類に将来も留まっていた場合、ESSの新分類に立った労働と労働条件（ESS2）、コミュニティの衛生と安全（ESS4）、ステークホルダ</p>	作本委員	<p>ESS文書に加え、各ESSに係るGuidance NotesやGood Practice Notes等が整備されています。カテゴリ分類方法が異なることで個別配慮項目に制限が加わるとは想定していません。今後、各ESSと大きな乖離がないことを確認するか否かおよびその範囲は、個別のESSに関する包括的検討ワーキンググループを通じて検討します。</p>

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		一関連の ESS10 の項目をも、参照目的に利用できるのでしょうか、あるいはカテゴリ分類が違うから並行利用ができないとの理由で、排除されてしまうのでしょうか。（質）		
23	パワポ 3	④JICA の事業には、ODA 事業、金融事業、投資事業の 3 種が混在していますので、大枠では、前 2 者は ESS 基準に、投資事業には IFC の PS 基準の適用にと、適用を区分される考えでしょうか。全体の中で出資割合が低いといった場合、JICA は、労働条件といった経営戦略部分に関し、IFC の基準を、大中小企業の別なく、適用確保できるとは思えないのですが、いかがでしょうか。JICA 配布資料の 3P では、IFC だけでなく他の開発機関との調和化が求められると記述するが、実施可能なのでしょうか。ILO や OECD が求める各種外国投資関連の条件を、融資先の企業は今後とも遵守していけるのでしょうか。（質）	作本 委員	赤道原則が IFC PS を適用していることも踏まえ、民間連携事業では IFC PS を適用しても特段の問題は生じないと考えています。他方で、ご指摘のように環境社会配慮の強制力について事業の性格に応じて違いが生じることも考えられます。
24	パワポ 3	⑤相手国に求める要件として、世銀 ESS との大きな乖離有無の確認をとありますが、様々な場面での混乱発生が予想されるのでないでしょうか。例えば、JICA の基準と世銀の ESS 新基準を同時に相手国に要求することは、対象となるアセスの項目の	作本 委員	旧ポリシーと比較して ESS では追加的に作成が求められる文書等があり、JICA GL でどのように取り扱うかは課題です。ご意見を踏まえつつ、現行のガイドラインの配慮の基準を変更することの必要性をよく吟味し、必要な場合も ESS を一律に参照するよりはむしろ世銀と配慮の内容で大きな乖離がないよう担保することを重視し、慎重に検討します。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		選択だけにおいても、十分予想される問題です。まずは、JICA ガイドラインの適用を優先させ、ESS との対照で JICA 側に仮に漏れた部分があれば、これを尊重し、適用するといった方法を採用すべきでないでしょうか。（質）		
25	PPT スライド 6	「世銀 ESS との乖離がないことを確認する」ことは当然かと思いますが、留意点として「ESS の要求事項達成に困難な項目があるか否かについて、世銀と JICA の案件組成プロセスの違いから分析するのが有効ではないか」という点を挙げさせていただきます。（コ）	島 委員	ご指摘の通り案件形成プロセスや体制の違いを考慮に入れる必要があると思われます。個別の ESS の配慮項目については、対応する包括的検討ワーキンググループを通じて検討しますが、ご指摘の視点を可能な限り踏まえて検討します。
26	スライド 4	ESS との乖離を確認することが妥当かどうかは、各 WG で具体的に議論されると理解しており、要否の判断は、これらの議論に基づいて行うべきである。（コ）	田辺 委員	今後、各 ESS と大きな乖離がないことを確認するか否かは、個別の ESS に関する包括的検討ワーキンググループを通じて検討します。
27	スライド 6	協調融資でなくとも、コモンアプローチの観点から、借入側の手続が、貸手ごとに異なって、煩雑になるのは望ましくない。現時点では ESF にあって、現行 GL にない ESS2,4,9,10 について、「乖離がないことの確認」程度でよいと考えます。（コ）	寺原 委員	今後、全ての ESS と大きな乖離がないことを確認するか否かは、個別の ESS に関する包括的検討ワーキンググループを通じて検討します。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
28	PPT3	JICA GLには、「世界銀行のSGPと大きな乖離がないことを確認する」と規定された背景は、SGPを一つのベンチマークとして、同水準を担保することでGLの自体の質保証を行うという狙いですか。（質）	柴田 委員	環境社会に関する法制度は各国・地域毎に異なるため、一定の国際水準の達成を確保するべく導入されたものと理解します。一方で、FAQにも示すとおり、国、地域毎に自然環境、社会・文化的背景等は異なっており、一律の基準を全てのプロジェクトに適用することは必ずしも適切ではないと考えています。
29	PPT6	世銀ESSと大きな乖離がないことを確認することは、GLの水準を担保する一つの手段と思われます。従来のSGP時に、同規定で大きな障害が発生していないのであれば、引き続きESSとの乖離について確認を求めることは意味があると思われます。（コ）	柴田 委員	ご意見ありがとうございます。一方で、特に世銀ESSで新たに導入された規定については、性急に参照することには慎重であるべきとのご意見もいただいております。現行のガイドラインの配慮の基準を変更することの必要性をよく吟味し、必要な場合もESFを一律に参照するよりはむしろ世銀と配慮の内容で大きな乖離がないよう担保することを重視し、慎重に検討します。
30	スライド2	「各ESSを遵守するため、借入人に求められる要件は、プロジェクトの性質や規模に応じて、また環境社会リスクや影響に比例して段階的に設定されている。 (Environmental and Social Policy, para 6)」とあるが、具体的内容の関連文書を教えていただきたい。（質）	木口 委員	ESS1ではプロジェクトの特性や規模によって、どの評価手法やツールを用いるかを決めるとして、ESIA、social and conflict analysis、regional or sectoral EIA、strategic environmental and social assessment (SESA)、Cultural Heritage Management Plan等が挙げられています（ESS1 footnote 18）。また、論点7.1の「世銀ESS6 生息地区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照」も該当すると考えます。左記の記載が具体的に各ESSにどのように反映されているかは個別のESSに関する包括的検討ワーキンググループで検討します。
31	スライド2	世銀ESFでは、リスク分類に際し、「不可分一体事業」の環境社会面の影響を考慮することは規定されていない。 (Environmental and Social Policy, para6)、ADBのセーフガードポリシーでは、カテ	木口 委員	事前配布資料では、「世銀ESFでは、リスク分類に際し、「不可分一体事業」の環境社会面の影響を考慮することは規定されていない」と記載しているとおり、「リスク分類」の際には「不可分一体事業」は考慮されていないと理解しています。ご指摘の通り、世銀の環境社会配慮全体では「不可分一体事業」は対象となっています。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>ゴリ分類に際し、直接的、間接的、累積的影響、誘発された影響を考慮し決定されるが、「不可分一体事業」の環境社会面の影響を考慮することは規定されていない（SPS, para50）、IFCのセーフガードポリシーでは、カテゴリ分類に際し、潜在的な環境社会面の影響リスクを考慮するが、「不可分一体事業」については触れられていない、とあるが、文言として示されていなくとも、少なくとも世銀においては、環境社会面でのデュージェリデンスでカバーされるものではないのか。これまでの、「不可分一体事業」が文言として記載されていないが、「考慮されることが規定されていない」として良いか、考察が必要と思われます。（質・コ）</p>		
32	パワポ 4	<p>今後、民間連携の位置づけが明確になれば、「乖離がないことの確認」の参照先は、世銀だけでなく IFC や他のドナーも含めることになると思われる。そのため、参照先のより幅広い表現が必要になるとともに、事業区分によって参照する主体が異なることになるため、この点に関する配慮も求められる。（コ）</p>	村山 委員	<p>現行ガイドラインでは、「プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する。また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、（中略）等をベンチマークとして参照する」と規定されています。今回、海外投融資を念頭に、上記「世界銀行」を世銀の ESS と IFC PS のどちらかを状況に応じ適用と解釈することは一案と考えます。また、世銀 ESS と IFC PS は配慮対象項目に大きな乖離がないことから、重複を避けるため、どちらか片方を参照することが現実的と考えられます。</p> <p>また、ご指摘のとおり、世銀や IFC 以外の他ドナーを参照することも想定されますが、その点は現行ガイドラインの「適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、（中略）等をベンチマークとして参照する」で対応できると考えます。</p>

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
33	パワポ 4	相手国に求める要件は、相手国の事情に応じて柔軟な対応がありうるので、現地事務所とのこれまで以上の連携を明確にしておく必要がある。（コ）	村山 委員	ご意見ありがとうございます。参考に致します。
【3.3 民間連携事業（海外投融資、協力準備調査（PPP インフラ事業））では、出融資先に求める要件について、IFC PS との乖離がないことの確認の要否】				
34	パワポ 4	①投融資事業、PPP インフラ準備調査については、やはり IFC の PS に注意して、段階的に近づける必要があるかと思われます。（コ）	作本 委員	32 番回答をご覧ください。
35	パワポ 4	②既に IFC の PC に沿った赤道原則を採用しているのは、日本ではまだ金融機関程度に限られます。今後、PS2 は、海外での公的機関である大使館や JICA の海外事務所での雇用関係、さらに JBIC や JETRO 等が支援する補助事業や公的機関が支援する民間事業にまで、影響が及ぶものでしょうが、日本の政府当局は今後の波及効果を理解されておりますでしょうか。仮に海外で差別的な労働待遇を行っている現状も予想されますので、その有無を調べずに、JICA はいち早く導入を実施できるでしょうか。（質）	作本 委員	今後、全ての ESS と大きな乖離がないことを確認するか否かは、個別の ESS に関する包括的検討ワーキンググループを通じて検討します。なお、JICA ガイドラインは、ガイドライン 1.7 協力対象事業に適用されるものとして区別して取り扱う必要があると考えます。
36	パワポ 4	③日本の自治体が独自に行っている海外進出のための補助支援事業等に対しても、投融資事業ではありませんが、JICA からの影響が及ぶのでしょうか。（質）	作本 委員	自治体が企業等の海外進出支援や自治体間連携を行っている場合、それらが有償資金協力や無償資金協力、中小企業・SDGs ビジネス支援事業として実施される場合は JICA ガイドラインが適用されます。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
37	PPT スライド6	<p>エクエーター原則/赤道原則（EP）では IFC/PS を適用しているの、「IFC/PS と乖離がないことを確認する」のは当然かと思えます。</p> <p>さらに、2020年7月に完全適用される EP 第4版では、IFC/PS に言及のない、気候変動に関し物理的リスク、移行リスクの分析を求めています。これは TCFD の提言を反映したものであり、気候変動リスク分析を JICA/GL にどのように盛り込むか議論していただきたいところです。（この点、WG のテーマ違いかもしれませんが） （コ）</p>	島 委員	<p>海外投融資を念頭に「プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する」との規定において「世界銀行」を世銀の ESS と IFC PS のどちらかを状況に応じ適用と解釈することは一案と考えます。TCFD への賛同是非及び気候変動リスクの開示の在り方につきましては、機構内で検討中です。</p>
38	スライド5	<p>JICA の民間連携事業においては、IFC や民間赤道銀行との協調融資が必ずしも前提とはなっておらず、他の MDBs との協調融資の場合も考えられる。したがって、民間連携事業における乖離確認の対象を IFC PS に限定するのではなく、IFC PS と ESS を選択できるようにしたほうが良いのではないか。（コ）</p>	田辺 委員	<p>32 番回答をご覧ください。</p>
39	スライド6	<p>上記と同様。加えて、投資案件では、影響範囲が、より広いので、実際の運用には、より困難が発生すると想定されます。 （コ）</p>	寺原 委員	<p>ご意見を踏まえつつ、世銀の ESS と同様、IFC PS についても、現行のガイドラインの配慮の基準を変更することの必要性をよく吟味し、必要な場合も PS を一律に参照するよりはむしろ世銀と配慮の内容で大きな乖離がないよう担保することを重視し、慎重に検討します。</p>

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
40	スライド5	IFC 以外の MDBs との協調融資、例えば将来的には AIIB との協調融資も考えられるが、その際 IFC の PS を適用すると想定されるのか。（質）	木口 委員	IFC 以外の MDBs との協調融資の場合、どのポリシーを参照するのかは決まっておりません。海外投融資を念頭に「プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する」との規定において「世界銀行」を世銀の ESS と IFC PS のどちらかを状況に応じ適用と解釈することは一案と考えます。また、世銀 ESS と IFC PS は配慮対象項目に大きな乖離がないことから、重複を避けるため、どちらか片方を参照することが現実的と考えられます。協調融資の場合は、重複感ある作業を省略し効率化を考慮しつつ、十分な環境社会配慮を確保する方法について検討してまいります。
41	スライド5	IFC は Compliance Advisor Ombudsman (CAO) を備えているが、IFC の PS を参照するとした場合、CAO の役割を含め、異議申し立てのシステムを再構築することは想定されるのか。（質）	木口 委員	現行のガイドラインにおいても、「世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離が無いこと」に加えて、適切と認められる場合には他の国際金融機関が定めた基準又はグッドプラクティスをベンチマークとして参照すること、と定めており、IFC の Performance Standard もこれに含まれると考えられます。現行ガイドラインの運用においても参照していますが、異議申立制度の再構築が必要とは考えていません。
【3.4 エンジニアリングサービス（E/S）借款供与時の環境レビュー実施の要否】				
42	パワポ1	①過去の実施件数は少ないとのことですが、環境レビューを何のために実施するのかとなれば、やはりご指摘のように E/S 借款をも含めて環境社会配慮を実施する事にあるかと思われます。E/S 借款における環境社会配慮をいかに手続き的に成立させるかが重要かと考えます。論点 3.4 の 1P の説明にも記述されているように、もし大きな手続き的負担が生じないならば、E/S 借款の実施段階時における環境社会配慮の実	作本 委員	ご指摘のとおり、エンジニアリング・サービス（E/S）借款の供与に先立ち必要に応じて環境レビューを行うことは重要であると理解しています。なお、E/S 借款の審査にて本体事業の環境カテゴリ分類を行い、手続き上可能な範囲で E/S の中での確認事項を明確にし、事前評価表を通じて情報公開を行っております。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		施は好ましいと思われます。E/S 借款時の環境レビュー実施は可能かとの設問がありますが、受入国政府との関係もあるでありますし、件数が少ないこともありますので、追加的な環境レビューの分類を明確にしておくといった手続き方法は期待できないでしょうか。一回にまとめての環境レビュー実施は本来好ましいでしょうが、例外として、追加的实施がありえとのローン契約の下で、その条件を明らかにし、手続き的に、その部分だけの追加的レビューを実施するといった方法は難しいでしょうか。（質）		
43	スライド 2	E/S 借款の内容により、環境レビューを実施する必要があるれば、事前に合意して実施することによいと考えます。（コ）	寺原 委員	
44	PPT スラ イド 1	E/S 借款供与中に環境社会影響が発生する事例として、用地取得があげられているが、その他想定される事例はあるか？ （質）	島 委員	E/S 借款は本体プロジェクトの実施に必要な調査・設計段階で必要とされるエンジニアリング・サービス（現場詳細データの収集、詳細設計、入札書類作成など）を本体事業に先行して融資するものです。これら業務は机上で行う作業が主となるため、通常の E/S 借款の業務内容から環境社会影響が発生することは想定されていません。
45	スライド 1	「(E/S)借款期間中における環境社会面の影響の発生」とはどのような内容かお知らせください。（質）	寺原 委員	

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
46	PPT スラ イド 1	E/S 借款供与中に用地取得を行った場合、E/S の結果その土地以外で事業を行うべきと結論つけられた場合、取得した土地はどうなるのか？（質）	島 委員	円借款の制度上、事業費のうち用地取得費用は融資対象外となっております。よって、取得した土地にかかる判断は相手国政府に委ねられています。
47	スライド 2	案件 No.13 のインドラマユ石炭火力発電事業では、E/S 借款で策定された／策定中の基本設計を前提に用地取得が進められており、関連設備の一部（変電所）では、土地造成や工事も開始されている。本体借款の決定前においても、用地取得によって、農民が生計手段への実害をすでに被っている状況が生じており、また、用地取得に反対する農民が冤罪で収監されるなどの人権侵害も生じている。現行 GL のように、環境レビューを本体借款の検討時に一本化した場合、インドラマユ事業で問題となっているとおり、本体借款の決定前に環境社会配慮が適切になされぬまま、用地取得や工事が進められてしまう事態が起きうる。これは、開発協力大綱の「開発協力の適正性確保の原則」からも逸脱しており、このような抜け穴は放置するべきではない。したがって、E/S 借款供与期間中に、E/S 借款で行なう業務を前提に用地取得、土地造成や工事が行われるなど、重大な環境社会影響が及ぶことが判明した場合には、そうした	田辺 委員	E/S 借款は、プロジェクトの実施に必要な調査・設計段階で必要とされるエンジニアリング・サービス（現場詳細データの収集、詳細設計、入札書類作成など）を本体事業に先行して融資するものであり、E/S 借款実施中に本体事業を前提とした環境社会影響が発生することは想定されていません。また、E/S 借款の供与が本体事業を保証するものでもありません。 ご指摘いただいた事業については、本体事業にかかる相手国政府からの正式要請は未受領です。本体事業への円借款供与を望む場合には、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の遵守するよう先方政府に対して説明しています。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		影響が生じる前に JICA が環境レビューを行い、モニタリングを行なうことを要件とするべきである。（コ）		
48	PPT2	E/S 借款の期間中に発生した問題は、E/S 借款供与時の環境レビューで回避できた問題であったと言えますか？（質）	柴田 委員	一般論として、環境レビューの効果については、生じる事象（問題）によって異なると思います。
49	PPT2	E/S 借款供与であっても、調査業務等で一定程度の影響が発生しうる場合は、環境社会配慮の仕組みが必要と思われます。（コ）	柴田 委員	ご指摘のとおり、必要に応じて E/S 借款についても環境レビューを実施することは重要と考えております。一方、E/S 借款は本体プロジェクトの実施に必要な調査・設計段階で必要とされるエンジニアリング・サービス（現場詳細データの収集、詳細設計、入札書類作成など）を本体事業に先行して融資するものであり、E/S 借款で行う調査業務において影響が生じ得るのかについては、慎重な検討が必要かと存じます。
50	スライド 3	インDRAMユ石炭火力発電事業(案件 No.13)では、E/S 借款で行われた基本設計に基づいて、変電設備の土地造成が始まり、事業へ反対する住民への人権侵害が起きている。現行の GL では、環境レビューが本体借款の検討時に一本化されているため、工事開始前に確認することができない。E/S 借款供与期間中に、環境社会面の影響が発生した場合、モニタリングを行い、問題が発生した場合、貸付停止を含めた検討対象とされるべき。	木口 委員	ご指摘いただいた事業は、本体事業にかかる正式要請は未受領であり、本体事業への円借款の供与は決定されておりません。通常、本体工事は E/S 後に行われるものです。E/S 借款の事前評価表では、環境社会配慮に関する調査等を含む事業のスケジュールを記載の上、情報公開がなされています。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		また、E/S 借款案件の本体事業に係る環境レビュー開始時期については、情報公開がなされるべきである。（コ）		
51	パワポ 1,2	ガイドライン 3.2.1 環境レビューの(5)にある「調査設計等」の範囲を超えて、住民移転や本事業に関連したインフラ整備など実質的な事業が実施される場合には、カテゴリ分類により他の事業と同様のレビューを行う必要がある。（コ）	村山 委員	E/S 借款は本体プロジェクトの実施に必要な調査・設計段階で必要とされるエンジニアリング・サービス（現場詳細データの収集、詳細設計、入札書類作成など）を本体事業に先行して融資するものです。これら業務は机上で行う作業が主となるため、通常の E/S 借款の業務内容から環境社会影響が発生することは想定されていません。他方、他案件の E/S 借款の審査時及び E/S 借款実施時にはインドラマユのような事態が起こらないよう、相手国政府に働きかける所存です。
52	パワポ 1,2	ガイドラインの(5)2.は実際の事業が、プロジェクト本体に対する円借款時に行われることを想定しているため、住民移転や本事業に関連したインフラ整備など実質的な事業が想定される場合はこの但し書きも適用しないことを検討すべき。（コ）	村山 委員	E/S 借款は調査・設計業務を主とするものであり、本体事業に関連した実質的な事業の実施は、本体事業に関して行われる環境レビュー実施後に行われることとなっています。 ご指摘いただいているような、本体事業にかかる環境レビューに先んじて実質的な事業が実施されることは通常想定されないケースであるため、そのようなケースへの対応を環境ガイドラインに反映させることは馴染まないと考えます。
53	パワポ 1,2	EIA や RAP 作成支援を行う場合には、他の事業と同様のカテゴリ分類によりレビューを行うようにしてはどうか。（コ）	村山 委員	ご指摘のとおり、E/S 借款の供与に先立ち必要に応じて環境レビューを行うことは重要であると理解しています。なお、E/S 借款の審査にて本体事業の環境カテゴリ分類を行い、手続き上可能な範囲で E/S の中での確認事項を明確にし、事前評価表を通じて情報公開を行っております。一方、E/S 借款は本体プロジェクトの実施に必要な調査・設計段階で必要とされるエンジニアリング・サービス（現場詳細データの収集、詳細設計、入札書類作成など）を本体事業に先行して融資するものであり、E/S 借款で行う調査業務においてどのような影響が生じるのかについては、慎重な検討が必要かと存じます。
【3.5 世銀 ESS 9 Financial Intermediaries 事業に求められるリスクに応じた要件の適用や ESMS の構築の参照の要否】				

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
54	パワポ 1	①配布資料 1P の記載のように「リスクや影響が小さい、もしくはほとんど発生しないサブプロジェクトに対しては」との前提が確保（ESMS という確認手順）されていれば、相手国国内用の適用で十分でないかと思われます。過度に国際ルールを受入国に持ち込む必要はないものと考えます。日本で、かような確認プロセスを整備する必要はありますか。（質）	作本 委員	「リスクや影響が小さい、もしくはほとんど発生しないサブプロジェクト」の扱いについては、ご意見も踏まえ、慎重に検討します。FI 事業では金融仲介者等が環境レビューやモニタリングを実施するため、金融仲介者等の ESMS の評価が重要であると認識しています。
55	スライド 2	FI 案件では、サブプロジェクトの事業者にとってドナーが見えにくい状況から、国内法のみでの適用でよいと考える。 ただし、前提とされるサブプロジェクトの規模による例外設定も必要である。（コ）	寺原 委員	
56	パワポ 1	②投融資実施後のモニタリングプロセスや苦情受付手続き等の整備を確保できないのでしょうか。ODA と投融資事業との壁を実質的に無くすことに努めていただきたいと考えます。（質）	作本 委員	JICA ガイドライン適用対象事業については同一の GL 要件が求められますので、スキームによる相違はありません。
57	PPT スライド 1	不勉強で恐縮ですが、FI 事業の環境社会配慮として JICA がどのような実務を行っているか教えてください。（質）	島 委員	FI 事業では、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおける適切な環境社会配慮が確保されるように確認しています。具体的には、金融仲介者等の環境社会配慮実施能力を確認したうえで、（金融仲介者等が）各サブプロジェクトがもたらす可能性のある環境社会影響を回避し最小化し緩和するための方策を検討することとしています。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
58	PPT スライド 1	<p>世銀 ESS では「リスクや影響が小さい、もしくはほとんど発生しないサブプロジェクトに対しては相手国国内法を適用する」とあるが、本来であれば（基準建付けの厳格性といった観点で考えれば）、「リスクや影響が小さい、もしくはほとんど発生しないサブプロジェクトは ESS を適用すべきリスクや影響が存在しない為、国内法を適用する」と解釈すべきではないか。</p> <p>（コ）</p>	島 委員	ご指摘のとおりと考えます。WG 当日の議論はご意見を踏まえて行うことが望ましいと考えます。
59	スライド 3	<p>現行 GL において、サブプロジェクトがカテゴリ B 相当の場合、JICA は FI に対して GL 別紙 1 の実施を求めているか。また、JICA はカテゴリ B 相当のサブプロジェクトの環境レビューを行っているか。（質）</p>	田辺 委員	現行ガイドラインの運用において、カテゴリ B のサブプロジェクトに対してもガイドライン別紙 1 の遵守を求めています。カテゴリ B のサブプロジェクトの環境レビューは金融仲介者等が実施します。
60	スライド 3	<p>ESP のパラ 37 では、Substantial Risk のサブプロジェクトも宿主国法令順守の対象となっていることから、スライド 3 ページの質問文を修正すべきである。（コ）</p>	田辺 委員	世銀は、Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk のサブプロジェクトについて国内法および関連する ESS を選択的に適用するとしています。一方、仮に JICA でサブプロジェクトに国内法のみを適用する場合は、「リスクや影響が小さい、もしくはほとんど発生しないサブプロジェクト」に限定すべきと考えたため、事前配布資料にあるおりの検討ポイントを設定しました。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
61	PPT2	「リスクや影響が小さい、もしくはほとんど発生しないサブプロジェクト」であることを判断する、タイミング、主体、根拠となるドキュメントはどのようなものが想定されますか。それは、現行のFIスキームのサブプロジェクトのカテゴリ分類とどのように変わりますか？（質）	柴田 委員	全てのサブプロジェクトを「リスクや影響が小さい、もしくはほとんど発生しないサブプロジェクト」に限定する場合には、JICAによる金融仲介者等に対する環境レビューのタイミングで、JICAが金融仲介者等から提供される情報に基づき判断することになると想定されます。他方、金融仲介者等が個別のサブプロジェクトの供与判断を行う段階で異なるカテゴリ分類のサブプロジェクトが混在する場合には、金融仲介者等がサブプロジェクト実施主体から提供される文書に基づいて都度判断を行います。これは、現行ガイドラインのカテゴリFIの運用と変わりません。
62	PPT2	「サブプロジェクトに対しては 相手国国内法のみを適用する」事となった場合、サブプロジェクトのEISやモニタリング結果をJICAが入手し確認することは可能ですか。また、それらの公開や、必要に応じて助言委員会が関与することについては想定されますか。（質）	柴田 委員	サブプロジェクトが、相手国国内法を適用しても、JICAがサブプロジェクトのEIAやモニタリング結果を入手することは可能と考えます。それらの公開や助言委員会の関与は、金融仲介者等の対応可能な範囲も踏まえて、検討されるものと考えます。
63	PPT2	「サブプロジェクトに対しては 相手国国内法のみを適用する」事となった場合、相手国国内法のみによって環境社会配慮が必要に応じて確保されていることを担保する仕組みはありますか。（質）	柴田 委員	相手国の環境社会関連の法制度に基づき、相手国政府が必要な環境社会配慮を確保することになります。法令遵守はJICAと借入人との間の契約にも規定されます。
64	PPT2	「サブプロジェクトに対しては 相手国国内法のみを適用する」事となった場合であって、後に現地で環境社会配慮上の障害が発生した場合、その情報をJICAが把握し、必要な措置をFIに対して求める手段は確保できますか。（質）	柴田 委員	相手国国内法を適用した場合、JICAは必要があれば金融仲介者等を通じてサブプロジェクトの情報を入手することは可能です。仮に環境社会上の重大な問題が生じた場合は、JICAガイドラインに則り適切な対応を求めることを事前に金融仲介者等と合意する必要があると考えられます。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
65	スライド2	調査対象案件、59,60などは、サブプロジェクトに一定の規模のインフラ事業が含まれると思われるが、カテゴリBに該当するものはなかったのか。（質）	木口委員	環境社会配慮ガイドラインレビュー調査における調査対象案件（No.59「インドネシア：貧困削減地方インフラ開発事業（II）」及びNo.60「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資（VI）」）については、カテゴリBに相当するサブプロジェクトが複数件確認されています。金融仲介者等により、各サブプロジェクトのカテゴリ分類・環境レビューを行っており、JICAに対し各サブプロジェクトの実施状況が報告され、環境社会配慮面については特段問題ないことを確認しています。
66	スライド2	ESMSが実施されている案件はすでにあるのか。（質）	木口委員	現行ガイドラインにおいて、JICAは金融仲介者等のESMSを確認し、FI事業を実施しています。
67	スライド3	リスクや影響が小さいかは、相手国の法が未整備であったり、法の執行能力が不足することに左右される。サブプロジェクトのレビューについては、特に透明性が確保されていることが要件となると考えます。（コ）	木口委員	「リスクや影響が小さい、もしくはほとんど発生しないサブプロジェクト」の扱いについては、ご意見も踏まえ、慎重に検討します。
68	パワポ1	レビュー調査報告でも、これまでのFI案件の状況があまり明確でないと思われる。過去のFI適用案件から挙げられる課題はあるか。（質）	村山委員	環境社会配慮ガイドラインレビュー調査において、個別案件（No.43 中南米省エネ・再生可能エネルギー事業）の現地調査にて、太陽光発電サブプロジェクトの実施状況を確認しましたが、大きな問題は確認されませんでした。
69	パワポ1,2	ESS9と同様に国内法のみで対応する場合、リスクや影響が「小さい、ほとんど発生しない」と判断した根拠を明確にし、判断の妥当性を示す情報を公開することが条件になると思われる。（コ）	村山委員	「リスクや影響が小さい、もしくはほとんど発生しないサブプロジェクト」の扱いについては、ご意見も踏まえ、慎重に検討します。
70	パワポ1,2	ESS9と同様に国内法のみで対応する場合、特定できる関連事業の実施後にモニタ	村山委員	「リスクや影響が小さい、もしくはほとんど発生しないサブプロジェクト」の扱いについては、ご意見も踏まえ、慎重に検討します。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		リングを行う仕組みを確保することが課題 と思われる。（コ）		